

野田市事務決裁規程及び野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年６月８日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第2号

野田市事務決裁規程及び野田市住民基本台帳ネットワークシステム 情報資産管理規程の一部を改正する訓令

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第1条 野田市事務決裁規程（昭和45年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6市民課の項中「特別永住者証明書の交付に関すること。」を「中长期在留者住居地届出等事務に関すること。」に改める。

(野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部改正)

第2条 野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程（平成14年野田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び個人番号カード」を「並びに個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年6月14日から施行する。